

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市企業職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成26年3月25日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

生駒市企業職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程

(生駒市企業職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 生駒市企業職員の職の設置に関する規程(平成元年4月生駒市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「係長」の次に「、副係長」を、「主事」の次に「、副主事」を、「技師」の次に「、副技師」を加え、「、副主任」を削る。

(生駒市水道事業事務分掌規程の一部改正)

第2条 生駒市水道事業事務分掌規程(昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(副係長、主査、主任、主事又は技師)」に改め、同条第1項中「主査又は主任」を「副係長、主査、主任、主事又は技師」に改め、同条第3項中「主任」の次に「、主事及び技師」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

(生駒市水道事業文書取扱規程の一部改正)

第3条 生駒市水道事業文書取扱規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第10条中「主査」の次に「、副係長」を加える。

様式第4号中「係長・主査」を「係長・副係長・主査」に改める。

(生駒市企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 生駒市企業職員の給与に関する規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2級の項中「主事及び技師」を「副主事及び副技師」に改め、同表の3級の項中「主任」を「主事及び技師」に改め、同表の4級の項中「困難な業務を処理する」を削り、同表の5級の項中「係長」の次に「、副係長」を加える。

(市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程の一部改正)

第5条 市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程(平成24年3月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(副係長、主査、主任、主事又は技師)」に改め、同条第1項中「主査又は主任」を「副係長、主査、主任、主事又は技師」に改め、同条第3項中「主任」の次に「、主事及び技師」を加え、「事務」を「業務」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

(市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部改正)

第6条 市長から事務委任された事務に関する事務専決規程(平成24年3月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「係長(」の次に「副係長を置く課にあっては副係長、主査を置く課にあっては主査、副係長及び」を加える。

別表の1の表第1号中「、指導主事」を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。